

貞慶の「因明四種相違」解釈Ⅱ

—『四相違短冊』翻刻研究— 「法差別相違因」① —

後藤康夫

はじめに

日本における因明学は、唯識の伝来と俱に始まっている。東アジアでは玄奘（六〇〇〔二〕～六六四）翻訳の『瑜伽論師地論』（六四六～六四八訳）「因明處」の漢訳に嚆矢を求めることができるが、実際はまず因明理解のために玄奘が商羯羅主（四五〇～五三〇）の『因明入正理門論』（六四七訳）及び陳那（四八〇～五四〇頃）の『因明正理門論』（六四九訳）の訳出によって本格化的に学ばれ始めている。玄奘伝來の因明学が、彼の唯識（ここでは「中國」唯識学派と称しておく）と俱に中国で広まるにつれその門下や他学派の人たちによつて註釈され出し、高弟基（六三三～六八二）の『因明入正理論疏』（以下『因明大疏』と略称）が記されると、即ち唯識学派では玄奘漢訳の論書に対する疏であるこの註釈書が基本典籍となつていく傾向にあつた。日本でも同様に基の『因明大疏』が根本典籍と見なされ盛んに因明学の理解に努めている。奈良時代の因明書全般の考究からやがて個別の課題別考究へと進んでいくが、この傾向は唯識学（内明）と同様であった。平安時代以来課題別研究の方向を有している中でも、殊に〈因〉（根拠）の過失（似因）について三十三種類示している「似因三十三過」の理解に意が注がれている。三十三

過は自らの主張を正しく説き示すための「宗」（主張）・「因」（根拠）・「喻」（例示）の三支作法論式に背く誤った論式の種類で、「宗」の九過・「因」の一四過・「喻」の一〇過の総数である。日本ではこの中で「因」の一四種の過失、特に四種類の相違因の考究に努めてきた。平安時代にはその相違因に纏わる「私記」が南都北嶺を問わず作成されている。本稿では鎌倉初期の唯識学侶で唯識教学の内明と対論者との論争に絞られた意味^①、即ち論式の活用である因明の、因内二明に通曉していた貞慶（一一五五～一二二三）の新資料『四「種」相違短冊』（東大寺所蔵）に関する論攷である。以前、筆者は四種相違（法自相相違因・法差別相違因・有法自相相違因・有法差別相違因）のうちの最初の「法自相相違因」を取り扱ったこと^②があり、今回は次の「法差別相違因」を扱う続稿にあたる。しかし、紙幅の都合もあり、本稿では原文の翻刻と訓読とに限り、他は別の機会に譲ることにする。なお、因明及び「四種相違因」に関する事柄は、重複を避けるために全て前稿に譲ることとして、ここでは本稿に關係する事項を再度記すのみに留めておくこととする。

—

「宗」・「因」・「喻」の三支作法の中で、「四種相違因」中の「法差別相違因」とは「宗」が「有法」（主辞）と「法」（賓辭）とで構成されているうちの、「法」に内包する「意許」（含意）と矛盾することを成立させる「因」のこととて、『因明大疏』等の論書には、例としては数論師（サーンキヤ学派）が仏教徒に対する立論の場合に犯す論式の過失がよく挙げられている。数論師所説の「神我諦」（プルシャ・受容者）の存在を主張しようとする論式に対し、仏教徒は当初より「神我諦」の存在を認めるものでないか

ら、「神我諦」の有無そのものが「立敵不共許」（主張者・対論者双方が認めない）となつてゐる。それに
もかかわらず強いて立論すると、〈似宗〉九過の一つの「不極成」^③の誤謬を犯してしまうことになる。〈宗〉
の〈有法〉・〈法〉の一つ及び両方が対論者に認められていないにも関わらず敢えて立論作法しようとする
場合、対論自体が不成立となつてしまふ過失である。しかも〈宗〉の〈有法〉に「神我諦」を主張する
立量は〈宗〉（似宗）の過失である「所別不極成」^④を犯してしまうことになつてしまふ。そこで不極成を
避ける意味で数論師が仏教徒に対して、「眼等は他のもののために用いられる。集まつて構成されている
から。喻えれば臥具等の如し」と立論するものの、これが「法差別相違因」にあたることとなる。数論師が
主張する〈宗〉の〈有法〉「眼等」とは五知根（眼耳鼻舌皮）を指し、〈法〉「他のために用いられる」の
「他」とは意許として暗に神我諦を指している。本意は「眼等の五知根は神我諦のために用いられる」と
言うことを主張することになる。この主張の背景には、数論学派では「神我諦」と「自性諦」（プラ
クリティ）という精神的原理と物質的原理との二元論に立つて世界の展開を説くために、仏教徒に対しても
「神我諦」を主張しているのである。即ち、未だ顕現していない状態の「自性諦」は、薩埵（サットヴァ…
純質、喜等）・羅闍（ラジャス…激質、憂等）・答摩（タマス…翳質、闇等）の「三徳」（三要素）から
構成されていて、三徳の平衡状態が「神我諦」のはたらきかけで平衡が破られると各種の要素が現れてく
ると説くものである。数論学派では「自性諦」から「覓」（大・体内の覓知のはたらき）が生じ、「覓」か
ら「我慢」（我執・自らの意識）が生じ、「我慢」から地水火風空の「五大」が生じる。「五大」から「五
唯」（色声香味触）・「五知根」（前掲）・「五作根」（語手足小遺根大遺根）及び「意根」との一六種が
現れるとしている。また「三徳」は「神我諦」以外にも備わる性質で善惡好惡のものを導いていて、「神
我諦」が「自性諦」の束縛を離れて独存状態になることこそが本来のすがたを發揮すると言うのである^⑤。

ここで二三種が展開する中で、眼等の「五知根」や臥具等は「五大」が積聚して成り立っているのであるから、臥具等は人間が用いるために存在する喻えであるように、前述した眼等は「他」（神我諦）が用いるために存在すると言いたいわけである。しかし、今の立論では「他のもののために用いられる」の「他」には「我」に含意される〈意許〉である「神我諦」だけではなく、他の「我」も含まれてしまう。つまり「五唯」等が積聚して「仮我」も成り立ってしまう。このために「我」には「神我諦」のみならず「仮我」も含まれ、この両者を存していることになってしまふ。換言すれば、立論したい「神我諦」と俱に立論する必要がない「仮我」も含まれてしまうことになる。ここで「集まつて構成されているから」と言う積聚〈因〉とは、立者の立論したい「神我諦」が用いるためだけではなく、集まつて構成されている仮和合の「仮我」が用いるためと言う〈宗〉も成立させてしまうこととなる。こうして数論師が仏教徒に対し「眼等は我的ために用いられる。集まつて構成されているから。喻えれば臥具等の如し」と立論する時には、同一の積聚〈因〉「集まつて構成されているから」が、非積聚の「神我諦」と積聚の「仮我」との反対の立論を成立させてしまふ誤謬に陥ることになるのである。これが「法差別相違因」として〈因〉の誤りを指摘されるのである。

貞慶には「法自相相違因」に関する本書及び晩年の『明本鈔』・『明要鈔』該当箇所や短釈類は存在するが、この「法差別相違因」については現今本書『四相違短冊』^⑤及び晩年の上記二書の各該当箇所にのみしか記されていない。そのため彼の因明理解を探る上では、本書は貴重な一書となつてゐると言えよう。以下、本稿では翻刻文と訓読文の順で記すこととする（凡例類は前稿と同様、但し今回は上記二点のみなので、訓読文も翻刻文の丁数に合わせ、反〔変〕・寸〔對〕・尺〔釁〕・ホ〔等〕等の比較的容易に理解し得る字はそのまま用い、他は適宜書き換えることもあることを付記しておく。亦、異字として本文に

記しているものは「『』」を入れて訓読文にも示しておく)。なお誤読等の点がないとも限らず、その場合は次回等において改めるつもりである。

註記

①これを中村元博士は因明の日本的特徴の中で「法会の際の問答の表現技術」(『国訳一切経和漢撰述部因明入正理論疏』「解題」(大東出版社一九七八年三月))と形容し、更に「仏典の解釈学の範囲にのみ閉じこめられていた」(同右)と指摘している。

②拙稿「貞慶の「因明四種相違」解釈—「四相違短冊」(新資料) 翻刻研究—「法自相相違因」—」(『南都佛教』九五 二〇一一年一二月)

③「極成」とは、〈宗〉について主張者・対論者双方が認め合い異論なく成立する主張「立敵共許」の状態を指す。それに反するものが「不極成」となり、〈宗〉九過のうちに四種類ある。

④〈宗〉の〈有法〉(所別)(主辞)が相手に認められていないのに主張する過失。例えば数論師が仏教徒へ「我は思である」と説くような場合を指す。

⑤数論典籍の『金七十論』(大正五四・一二四五上、一二六二下)。

⑥同書の所蔵は、東大寺の一寺のみではなく興福寺にも所蔵されているみられる。この点も註②の前稿内の註記参照。

〔墨付第一九丁左〕

問法差別相違作法如何答數論師對佛弟子立量云眼ホ應必ス為ニ他ノ用積聚性故如クト臥具ホ云是其作法也故論云ヘ法差別相違因者如說眼等必為他用積聚性故如臥具等云

問余於此量一令トテ闕後一相勘能違方如何

答眼等ハト者有法自相必為他用ト者法ノ自相也今此法自相ノ下ニ

為ニ神我他用勝假我他用劣ト者意許ノ差別也立者樂為ハ

欲立神我他用勝ノ宗ヲ而同喻臥具等ハ是假我他用勝ノ物ニ

非神我他用勝之物ニハ望ルニ町立ノ宗ニ轉分レヌ宗異品ニ積聚性故ノ因

〔墨付第二〇丁右〕

轉彼ニ同无異有ニシテ闕後一相シヌ故作クテ能違ニ云ク眼等ハ必為假我他ニ用勝タルヘシ積聚性ト故如シト臥具ホ此其ノ作法也故論ヘ此因如能成ニ云眼ホ必為他用如是亦能成立町立法差別ニ相違積聚他用諸臥具

等ニ積聚他用受用故云荒尺此文ニ云ヘ此尺町由成比量ニ云眼

ホ必為積聚他用勝積聚性故如臥具ホ云或ハ勘神我他用勝假我他用勝差別ヲ為ルニホノ差別先德ノ傳モ可有也

問付一傳俱ニ有難先付初傳ニ夫差別相違ノ量ハ言顯ノ自
相ノ下ニ勘能差別貳差別、貳差別ニホヲ為非樂為意許ヲ作ル
能違ヲ之時或立テ遮詮ニ直ニ非シ樂為宗ヲ或ハ作テ表詮ニ取テ不樂為ノ

〔墨付第二〇丁左〕

為敵者宗ヨ貳以ニ准ルニ假我他用勝ノ能違宗ニ不樂為差別亦可シ
假我他用勝ナルニ耶況勘テ神我我用勝假我用劣ノ意許ヲ能違ニ立
假我用勝宗ヲ者ニホ差別俱ニ被非ニ言顯ノ自相可シ已ス依テ之ニ勘ルニ本充ノ

解尺ヲヘ彼立ル因ニ意ハ成ドナリ非積聚他用勝ヲ其積○他用勝ハ即是異品聚文

已ニ云フヘ其積聚他用勝即是異品ト一定知ヌ不樂為ハ是レ積聚他用

勝ナリト云事ヲ次傳又不可然見跡ノ文ヲヘ今者陳那即以彼因ヲ与メニ貳

立法ノ勝劣差別ニ而作相違ヲ云勝劣差別ノ旨其文實ニ

分別明也誰カ背テ之ニ存セん勝ミノ意許ヲ耶抑二ノ傳ノ中ニ存ル何ノ
義ヲ耶

〔墨付第二二丁右〕

三

答勝劣勝ミ二傳ハ雖古來異端ナリトニ勝劣差別ノ傳ハ義家多

分ノ談也凡數論師ノ意立テ常住ノ神我ヲ為真實ノ受者ト諸法无
我家不カ許其牀ヲ故立テ三支比量ニ欲引シト了宗ノ決智ヲ是ヲ以テ必
為他用ノ言陳下ニ雖有神我假我ニ用一假他用義ハ立敵極成セリ

他

神我用ノ義獨リ為立量ノ樂為而神我ハ用勝シ假我用劣セリ真假

二他ノ勝劣不ルニ言自明也故充尺ルニ勘テ意許ノ差別ノ作ルコトヲ能違ヲ一ヘ今
者陳那即以彼因与貳立法勝劣差別而作相違云云ヘ勝
劣差別一嫌ヘリ余ノ差別ヲ誰向テ此文ニ不ランヤ存勝劣傳但於准ルニ能違ノ宗ノ假我
可ト用勝○ノ意許ヲ云難ニ者假我用劣ノ法差別ハ則能違宗ノ假我

〔墨付第二二丁左〕

用勝也云ヒ劣ト云ヲ勝ト其詞雖異假我上ノ受用其牀无替コト此是^{ヨイ}
非以テ不樂為ノ差別ヲ為ルニ敵者ノ宗ト耶故能違ノ宗全ノ不出ニ差

別外ニ不可有一並非ル一等ヲ一過ニ次至闕後ニ相ニ充文ニ者彼レハ顯因ヲ令

闕後ニ相ニ同喻勘ル異品ニ時積聚他用勝ノ臥具ナルコトヲ成不積聚

他用勝ノ宗ノ異品非明メ樂為不樂為ニ差別ヲ二云ニハ一ヘ積聚他用勝不

積^聚他○勝^用故無過可答申

問付存シ申傳猶不可然凡勘テ衆量ノ作法ヲ案スルニ差別

相違軌徹ヲ樂為不樂為ニ類ハ必相返之ニ差別也彼四分

建立／比量／緣慮非緣慮／自顯唯識比量／定離非

〔墨付第二三二丁右〕

定離之色違三違四法有法／差別大○法有法差別作本

也而真勝假劣已相順／義也何分ム樂不樂ノ三宗ニ是以尋ルニ數論之宗計／真他用勝ノ物ハ必假他用劣也假他用

勝ノ物ハ皆真他用劣也故疏主正出ト云彼本計ヲヘ然眼等根ヲハ

不積聚他實我用コト勝タル親チカ用テ於此ヲ受五唯量ヲ故由テ依テ眼等ニ方ニ假我故積聚我用眼等劣ルヲ乃至故於

卧具ニ假他用勝實我用劣云若尔以真他用勝ヲ為

所立之時假他用劣隨テ可屬樂為ニ何不顧相順之義ヲ一横ニ爲ゼン相翻差別ト況敵者作ル表詮能違一ヲ時必任テ意

〔墨付第二三二丁左〕

許ニ成不樂爲一ヲ而意許ヲ勘テ用劣ト能違立テハ用勝ト云方背

衆量ノ規徹ニ是以見本充解尺ニ假用勝能違宗ハ則

不樂爲ノ差別ナリト見タリ所謂ヘ此自相ノ上ニ意之所許積聚他

用不積聚他用ト者出立者樂爲不樂爲差別ヲ一也ヘ彼積

聚因今更不改等ト明以^テ敵者積聚性ノ因^{一ヲ}成立^ヤ意許<sup>ノ
者</sup>
行差別積聚他用^{一ヲ}爲^{コトヲ}能違宗^ト也^ヘ眼等モ亦是積聚性^カ
故應如卧具^一亦爲積聚假我用^{コト}勝者尺^{スヲ}一爲能違宗^ト
不樂爲^ノ積聚他用^ノ差別^ハ一則是用^一勝ナル義^ヲ也明ニ知ヌ不樂
爲^ノ積聚他用^ハ是用勝ナリト云事^ヲ次假我用勝ノ能違之時

〔墨付第一三丁右〕

不樂爲^ノ法差別不^ハ被非^ニ云事不明^ニ云勝^ニ云劣^ニ其義如水
火^ニ假我用勝何不非假我用劣^ノ耶是以勘充文^ニヘ但可
難^チ言^ハ假他用勝^ト不得難^チ言^{コトハ}實我用劣^ト違自宗故^云
實我勝劣已云可為能所非^ト假我勝劣例^ニ可^キ然耶
假我用勝若非假我用劣者能違宗猶成^ヌ二等ノ意
許^{外ニ}盼以存勝^ミ差別^一之時全離此等難^シ耶

(一行抹消)

(八字抹消) 次以勝劣差別文^ヲ爲證^ト一事

〔墨付第一三丁左〕

不可然^一數論宗義自元^一真假ノ用勝互^ニ帶用劣^ヲ故且非樂

爲宗ノ真他用勝假他用劣^ヲ云作一假他用勝ノ能違^ヲ也此文置一ホ
差別^ヲ者何云爲^ニ勝劣差別ノ作ルト相違^ヲ耶次其積聚他

用勝疏尺實難^雖明闕後二相作法立喻^ヲ故依之清水上

之假用勝即□不樂爲意也貯違ノ異品ハ是能違ノ同喻ナルト

綱依^テ此文ニ存スト勝^ヲ傳見タリ何背此ホノ文理ニ強存申勝劣差別ノ傳ヲ

答凡勝劣勝ミノ二ノ傳ハ上古ニ賢哲近來學者互ニ立文理久ク諍^{シフ}

雌雄^ヲ淺才ノ立者争定^{ヘム}ニ義是非但善珠平備真惠道詮

等ノ依憑義家置^チ存勝劣傳^ヲ故且付^チ此義ニ聊成^セ其旨者凡

勝劣差別傳能順シ數論宗計ニ妙叶^フ因明ノ軌徹ニ一大案スルニ劫比

〔墨付第一四丁右〕

羅^ノ宗計^ヲ一立廿五諦^ヲ一具攝一切ノ法^ヲ一第二十五ノ神我諦欲^{スル}受用^{ゼン}一境

界ノ時自真性^ノ三德展轉^シ生廿三諦^ヲ一故起^チ眼^ホ五知根^ヲ一必爲^{自性也}

廿三諦中薩埵刺闇答摩。

神我^ノ貯受用^一也今此[○]二十五其諦常住^{林ニ}其量ホシ虚空ニ佛法无我
故更難信^一也故數論爲^ニ令ハ^一信^セ彼^ニ避過^一案立比量^ヲ一時法有法^ノ
宗依^ニ置神我^ヲ者宗依不成^ニ樂爲難^{カ立}一故置^チ共許所用^ノ眼

ホ_ヌ軀_ヲ一矯_{シク}顯此能用我_軀_ヲ一立量本意更不過_ヲ一他_一只成神我_ノ一法_ヲ不欲成_トハ假我_ノ共許義_ヲ一又不欲成_ニ我_ノ用不用及用_ノ勝劣_ヲ一數論誤於眼_ホ_ニ一許_{トモ}假我用劣_ヲ一更非今時_ノ所_ニ成_ニ何橫_ニ爲此量樂爲_ト故本充_ニ立量_{ルニハ}立量_{本意}三云_ヘ此中義_ノ說_ク若數論外

〔墨付第二四丁左〕

道對佛弟子_ニ意_ニ欲_ニ成立我爲_テ受者_ト一受用_{コトヲ}眼_ホ或述彼立_ル因意_ハ成_{トナリ}非積聚他用勝_ト一惣本充_ノ上下義斷纂要_ホ處_ミ文尺皆樂爲_ハ唯神我用_ト見_{タリ}爰_ニ樂爲_ハ雖_ニ在_ト我知者_ニ其詞貫通_ヤ兼_{タリ}真假_ニ他_一一_ハ是_レ樂爲_也二_ニ是_レ不樂爲_也

而樂_○神我_ハ是能受用_ノ法即用勝用也不樂爲_ノ假我_ハ軀是眼

ホ_ニ非別_ノ軀_ニ和合集成_ヨ非實有_ニ故又用劣之用也是非此量ノ始_{タル}義_ニ劫比羅一宗ノ本計也若尓ニ差別_ノ勝劣宗義必然_{ナリ}更

不可待詞_ヲ者也爰以義斷_ハ真他_ハ雖不成_ハ假他_{ヲハ々モ}自_モ同_ク許_ス故成_{ルトヲニ}真他不_{レト}用眼_ホ假他用在_{テ○}他_{ニヲキテ}有真_ト假_ト一各有軀違真_ヤ

不違言顯一故違差別ノ一尺纂要_ヘ如法差別一言陳_ノ他用

〔墨付第一二五丁右〕

成假ヲ「仍不違他」但名差別ノ「文皆以假他劣ヲ」爲不樂爲差別
見タリ但真他用勝ハ帶スニ假他用劣ヲ雖彼ノ宗ノ法相ナリ一臨テ立量門ニ一立テ
必爲他用ト「神我」能用爲樂爲ト時ハ假他用劣ノ物ハヲ自バ分チ不樂爲也
故充ヘ眼ホ有法ナリ指テ事顯陳ス爲他用イハ法ナリ方便示ス意ハ立トナリ必爲タル法
之差別不積聚他實我受用ト云以比量門ノ量習ヲ不可一ホ

汎尔ノ道理ニ次真勝假劣ノ相順ノ義也ト云事更以不所許他

言雖ホシト真假異水火ニ用義似レトキ同ナルニ勝劣如シ雲泥ノ立者偏ニ欲
成ト真他用勝ヲ假劣豈不分不樂爲耶故不可有背衆量ニ
云難ニ況樂爲ノ法差別ニ并ヤ有真假不樂爲ニモ又可有一假勝真劣ニ

〔墨付第二五丁左〕

若尔一自相ノ下ニ可有四ノ意許一豈要有二ホ義耶加之立者ノ
所違ニ成樂爲一時可有一分相符ノ過一有假他用劣一故敵者ノ
能達成不樂爲ヲ時可有違宗過宗過帶スルカ實我用劣ヲ故次
今此假我他用ヲ望立者ノ名用劣ト對スシカ神我用勝一故望敵者ノ名
用勝ト由ルカ因喻力ニ故見立ニ見チ敵ニ云勝ト云劣ト假我受用ノ義功能

不異一脉性是一也。○假我用勝ノ能違ノ宗即取ル不樂爲假他

用劣ヲ也須ラクヘケレトモ能違宗ヲモ立ツ假他用劣ト恐テ有コト相符過有可改劣爲勝ト也。

勝劣ノ名言非ス今所諍ニ何以之ニ爲疑難ト故充ノ前後文全非疑

難ニ次闕後ニ相ノ充文者以ヲ假我用劣ノ差別ヲ无名假我用勝ト一

〔墨付第二六丁右〕

以チ樂爲宗異品ヲ爲フ不樂爲差別ノ同喻ト更无相違況爲宗異

品ハ未必シモ不樂爲ノ宗同品ニ彼ノ唯識比量ノ同喻ノ眼識ニハ望非定

離眼識色ノ樂爲宗ニ勘宗異品ニ識ハルカ色故ニ亦不ヲ定離眼識色ノ

不樂爲ノ同喻ニモ耶次清水上綱存ト勝々差別ヲ二云事未タス見慥ナル

說ヲ一勘略纂ヲ順古師義ニ如法差別不量劣ノ言ヲ一云准此者還

存ヲ勝劣傳ヲ一見タリ次勝劣差別而作相違文專此ノ義證據也

〔讀勝異〕
說ヲ一勘略纂ヲ順古師義ニ如法差別不量劣ノ言ヲ一云准此者還

存ヲ勝劣傳ヲ一見タリ次勝劣差別而作相違文專此ノ義證據也

文相ノ首尾更不可致生端ノ如先重ニ成申但為ニ勝劣作ト相違

者必為他用ノ言陳ノ下ニ有ル多差別義中ニ今且ク約テ勝劣差別ニ作ト

相違ニ云也重タル心者為所立法ノ下ニ勝劣差別之中ニ真勝ノ樂爲ノ作

〔墨付第二六丁左〕

相違ヲ二云也故次下文へ非法自相ニモ一亦非法上ノ一切差別皆作ニモ相違故論但言与所立法差別相違云故无過可答申

問付答申猶不可然楞嚴注尺所載ル三難其理未極先差別

相違ト者自相ノ言陳ノ下ニ有テ相違ニ一義ホク帶ス言陳ノニ一義並テ不能成フト若

立ハ一義ヲ一義ハ必无成コト一貳以ニ言立者取テ此ノ一義爲タレハ樂爲ト彼ノ一義ヲハ違

无シ立スルコト一敵者取テ不樂爲ノ一義ヲハレハ所立ト樂爲ノ一義ハ違ヤ被非セ若相順ノ一

義ヲ為ニホト者貳違ニ欲レヘ成セント樂為ヲ一不樂為自被成セ能違ニ雖非ト樂為ヲ一

專難キ非ノ耶ヲヤ若夫不樂為雖立者貳存スソト一此量ノ時不ル貳立ニ故ニ

名之ヲ不樂為ノ一差別ト者敵者不レ置勝劣ノ言ヲ一作トモ能違ヲ猶可ニ無ニ相符ノ

〔墨付第二七丁右〕

過能ク破スルヤ本貳立ノ宗ヲ故彼无レ不尔一者此義尤難ト立耶

次能違ノ宗ニ不樂爲不被ニ非云事尚不明ニ若シ假我用劣即

假我用勝ニ其牞性ナリトイハ者能違ニ攝可有相符ノ過一若勝劣

異ルカ故无ク此比過者還テ成ス非一ホヲ何為ヲハ遁ノカレンカ一過ヲ一ホクシ假用ノ牞性ヲ於江

湖ニ為避テ一過ニ分ヲ勝劣ノ義ヲ於雲泥ニ耶ニ況不樂為劣還テ以為

勝タル故假我用劣即假我用勝ナリトイハ者樂為ノ還テ以為劣故神我用

劣則可神我用勝ナル一若尔如何言イフヤ為非カ一神我用勝ヲ一可ケレトモ立シテ實我用劣ト違スルカ自宗ニ故ニ非如此シテ立シテ耶既為難カ神我用勝ヲ一可ト云立シテ神我用劣ト明知實我ノ勝劣別ナリト云事ヲ實我勝劣若シ

〔墨付第二七丁左〕

異ナラハ者假我ノ勝劣可ラル一耶次能違宗ノ假我用勝ヲ一者對スル何物ニ耶

勝劣相寸法寸ヨ實我用劣可立假我用勝ト佛オ不立實我用劣ヲ一
何云假我用勝ト耶次付本流一段ノ文ニ斷簡申旨雖非无謂

勝ミ傳文深叶フ文相ニ其旨如前ミ重ニ但ヘ勝劣差別文拼攝難為

勝劣之證據ト既云ヘ与貯立法ト明ニ出所違ノ宗ヲ一也若夫此文置ニ差
別ヲ者法ト者是レ何法シ能別シ言陳歟將意許ノ宗欵言陳ナラシ云者

既云法差別ト以差別ヲ即名法ト也豈言陳ナラシ耶若以意許ヲ一名法ト一

欵此法欵此法豈非ラン樂爲ニ耶況貯立ノ法ト者理門正理本流

斷纂處ミ尺文ノ中ニ皆以樂爲ニ名貯立ノ法ト豈通セシ一差別ニ耶知ヌ為ニ樂爲ノ

〔墨付第二八丁右〕

貯立ヘ不相離性ノ勝劣差別ノ佛法作ト能違ヲ一云事也意許ニ有シ四法
云事源深本流心也貯ヒ出ヒ能違ノ作法ヲ一但ヘ可難言シ假他用勝

不得難言實我用劣違自宗故云若意許但有真勝假劣二

者假ニモ不可作實我用劣能違一作ト能違一習ハ不超遮表二門ニハ一是即
非樂爲一成ル不樂爲一意也而若立實我用劣ト者豈能違宗離遮
表ノ二門ヲ一有ニ差別外ニ耶爰知ヌ實我用劣ハ拼能違宗ニ可ト被帶

云事ヲ但雖帶ト假劣真劣正差別ハ假勝真勝也何乖セント要有二ホノ理ニ耶
次佛弟子ノ能違ノ時為遮違宗ノ過ヲ假他用勝不帶真他用劣ヲ也如此
得心ニ時有何ノ相違ト耶況重テ勘下ノ文ヲ一勝義七十對金七十ニ不

〔墨付第二八丁左〕

徵彼云必為他用是何他也ヘ若說積他犯相符過云假他用劣

非佛法ノ所許ニ何犯セント已成ヲ耶次立者ノ前ニ○无假他用勝ノ軀ニ事不

シハシハ

可然ル屢見ニ衆量ノ作法ヲ大作法ノ有法差別違三還四ノ差別唯識
比量ノ差別ホ皆不樂爲差別ハ敵者ノ前ノ法也此量何獨異ラン余ニ
耶而強ニ立者ノ前ニ有不樂爲軀者有ラン方何ソ凡案スルニ其理ヲ樂爲
不樂爲ノ差別ハ必可有法ノ上ノ義ナル若不尔者敵者作ル表詮ノ能違ヲ
時即以別軀ノ法ヲ為ハ其宗ト若轉ヨ即成ル有法ノ上ノ義ト歟若本ト別軀ノ
法ヲモテ作ルトテ能違ノ宗ヲ即轉ヨ成有法ノ義ト者能違ノ宗還テ成リヌヘシ不樂爲ノ外ニ若以
是一ナルカ故トイハ者可知ニ元不樂爲ノ是敵者ノ前ノ義也若只非ヨ樂爲ヲ不樂爲ヲ不

〔墨付第二九丁右〕

為敵者、宗^一實^ニ言顯可已^ス既不為^ノ義替處為^{ナル}有法^ノ上^一義何已^{ゼン}樂^ト
言顯^ノ自相^ヲ耶爰知^ス立者^{前ノ}法差別^ニ有^{リト}所因^ノ牀者頗以无
用也故疏^ニ出^{スル}俱差別不成^ト識能反色^ノ量^ヲ一有法^{ニハ}阿賴耶識^ト

別^ヲハ

心平等根識^トノ差別^{アリ}能生起轉反^ト常住轉反^トノ差別^{アリ}不樂爲^ハ皆
是敵者^ノ町立^ノ法也以顯推^{スニ}隱^ヲ其義皆尔也若強^ニ立者^ノ前^ニ分別^{セニ}
等^ヲ事者還^テ背^シ衆量^ノ軌徹^二或假他用勝^ノ牀拼可云卧具^ホノ
上^ノ義^ト耽謂立^{ツル}必爲他用^ト之時設眼^ホノ上^ノ真他用勝^ニレ設^ヒ卧具^ノ上^ノ
假他用勝^ニアレ諸^ノ他用^ノ物悉^ク來^テ成^ル意許^ノ差別^ト一爰^ニ立者意
内^ニ欲^フ此^{レハ}眼等^ノ上^ノ真他用勝^ニ非^レ卧具^ノ上^ノ假他用勝^ニハ
□^ニ

〔墨付第二九丁左〕

差別^{チテ}一義^ヲ置^テ能別^ト下^ニ故下^ヨ卧具為同喻^一其義留^ア為ル法
宗^ノ下^ノ法差別^ト所以^ニ雖同喻^ヲ為^ト一法差別^トミミ相違其義
能^ク成立^{シヌ}依之見充^ノ下^ノ文^ヲ於聲無常量^ニ勘^テヘ作聲無常
有緣性作聲無常有緣性之差別^ヲ付^ヨ法差別^ニ相違^ト
過^ヲ非聲無常有緣性^ノ牀^ノ同喻瓶等之外^{ニハ}无^其牀^ニ而^ニ雖
付^テ過^ヲ避^{ルト}不云无^{キヤ}法差別^{故ニ}非^{スヌレハ}過^ニ依之^ニ四分建立^ノ比量^ノ不緣

慮自顯ノ法差別ハ即同喻之燈日等也若尔ハ何以假我用

勝躰^{無キヲ}為過不存^{フン}一勝差別^ト傳^ヲ耶會^ヨ此ホノ難^ヲ分明^ニ成シ申

^五答勝劣差別ノ傳立^テ理^一會^{スル}文^一事大旨如前ノ重^一數論宗ノ意

〔墨付第三〇丁右〕

成^{スルニ}能受用ノ神我^ヲ有五種ノ因今必爲他用ノ量ハ第一ノ聚爲^集□故ノ因

也所謂^ル積聚ノ物必爲^ニ他ノ用セラル譬ハ如^{クト云}床座等ノ眼等既^ニ積聚ノ

法也亦能爲^ニ他ノ可被受用其能受用者則是^レ神我也故金

七十論^ニ云^ヘ聚集爲他故異三德依故食者猶雜故五因立

萬葉イ

有我聚集爲他故我見世間一切聚集並是爲他譬如床

座等^云立量之本意偏爲成神我^ヲ故他用之言惣^ヨ真他

假他雖有^ニ其ノ下^ニ立者差^シ別^テ欲^{セリ}是^レ真他^ニ非^ト假他^ニ故^ニ真他用^ハ是^レ樂^ヲ爲假他用^ハ是^レ不樂^ヲ爲^リ爰^ニ佛弟子先任^テ立者之本意^ニ勘^テ真他用^ハ勝假他用^ヲ意許^ヲ畢^テ以同喻^ノ力^ヲ樂^ヲ勝還^テ以^テ

〔墨付第三〇丁左〕

為劣ト「不樂為ノ劣ヲ還テ以爲勝畢_テ則取不樂為ノ差別ヲ「作假

我用勝ノ能違_ヲ也此即專寺ノ主恩大德ノ傳_一也若夫強立_二一

勝差別_ヲ者已許神我ノ軀_ヲ爲_ヲ諍ニ用ノ勝劣_ヲ豈立量_本意_{那ニシ}

依今此ノ意ニ見ルニ本朮始終_ヲ一_ヘ其數論師眼等五法即五知根卧具床座即五唯量_ヲ集成法ト者出比量ノ有法同喻_ヲ一_ヘ不積

聚他謂實神我軀常本_有其積聚他即依眼ホ所立假我无

常轉反ト者任立者_ノ矯立_ニ汎尔_ニ出_ニ差別_ヲ也次_ヘ然眼ホ根不積

聚他實我用勝_ヲ親イ用ヒラリ於此受五唯量故由依一眼ホ方立假我故積聚

我用眼ホ劣ト者惣先示示義心然ト_ヨタルコト_ヲ勝劣_ニ次_ニヘ今者陳那即以

〔墨付第三二丁右〕

彼因与町立法勝劣差別而作相違ト者還_テ於前所_ノ出_ニ已差別

作_テ假我用勝ノ能違_ヲ顯非_ト神我用勝劣樂為_ヲ也_ヘ其卧具_ホ積聚性故等ト者以同喻_ノ力_ノ作_ル能違_ヲ時述改_テ勝劣_ヲ為_ル劣勝_ヲ旨_ヲ也若

余勝劣差別ノ旨前後始終悉_ク顯ルル本朮ノ首尾_ニ耶但二ホ相返

意許_ハ者必不如_{ニハ}即離_一有相違_ノ只言中町申之別義_ノ中_ニ且以_テ神

我用勝為樂為_レ設劣マ_レ設勝マ_レ假我ノ受_ノ用是_レ不樂為也而立者ノ

前_ニ無假他用勝物_一故不樂為_ハ定_テ用劣也獨不限此量_ニ衆量皆

如此彼有法差別／作非有綠性躰設共許／有性ノ義ニマレ設實等ノ
五句ニマレ傳成作大有綠性ヲ一時全无被非ニ義ニ唯識比量／定離

〔墨付第三二丁左〕

眼識色ハ雖有先德ノ異義止義ハ是本質ノ色也為ルコト 五八識／
反一宗許セリ之ヲ一時ニ有シト之ニ不云有テ不離色可シトハ無離色ニ豈相
違／躰ナラン哉但敵者取之ヲ一為能違ト一時必成相違ノ義ニ離トトイ色トトイハ心
外貯執ノ色也作非有綠性トイハ即實ノ有也ヘ与相違ノ法而為因故ト
者指敵者ノ宗ヲ也故敵者作テ能違成スレハ不樂為ヲ前樂為所立ハ定テ
被非也次於无クトモ勝劣言可ト云無相符ノ失難ニ者凡置勝劣ノ言ヲ一事
者使立量ノ本為也但立他用ト時未顯真他ヲ而顯スカ勝受用ヲ故ニ成
樂為ノ所立ヲト一也ヘ論雖无勝字量義意ニ必然ト者此也故敵者
勘ル能違ヲ一時以一同喻ノ卧具假他用勝ノ力ヲ非樂為ノ神我勝ニ故
者ノ宗義ヲ故能違ニ更无相符ノ過但於實我ノ例難ニ者其義
能違ニ必可有勝ノ言也若作テ假劣ノ能違ト者同喻又可真勝假
劣ノ物ナル若尔争テ可非立者ノ樂為ヲ哉豈无相ラン相符ノ過耶
次假我ノ躰用不替義大旨前ニ成申カ躰用ノ分齊ホニ能破ルト立
者ノ宗義ヲ故能違ニ更无相符ノ過但於實我ノ例難ニ者其義
〔墨付第三三丁右〕
能違ニ必可有勝ノ言也若作テ假劣ノ能違ト者同喻又可真勝假
劣ノ物ナル若尔争テ可非立者ノ樂為ヲ哉豈无相ラン相符ノ過耶
次假我ノ躰用不替義大旨前ニ成申カ躰用ノ分齊ホニ能破ルト立
者ノ宗義ヲ故能違ニ更无相符ノ過但於實我ノ例難ニ者其義
可尋習唯

大ニ異ナリ假我ノ一其ノ故者數論宗ノ意者實我ノ受用皆是用勝也

今非レハ用勝ヲ一自ラ成スル實我不用ノ義也其所以者數論宗ノ意者實我ノ受用ニ二德所成ノ廿三諦ヲ若神我不_{サル}用時ハ諸諦无シ生コト故眼ホノ能用ノ法其躰常住也今既寸^y假我劣用ニ攝是レ劣也豈彼宗ノ本意ナラン耶非レハ作用ヲ_{余イ}還其躰被非外人元ヨリ寄セテ能用ニ成ス其躰故假實イニ

〔墨付第三二丁左〕

我同ク有勝劣^其言能違町違義其旨遙異也次敵者宗立假

勝ト寸^{スル}何物ニ云事ヲ佛法前ニ假我ヲ云テ用勝ト不表我宗殊ナル要須ハ只為破^カ立者ノ本意^ヲ於假我置勝^{置ケ}字也但佛法宗ニハ都テ無キカ實我ノ用ニ不可有相對ノ義ニ云勝ト者只如云カ能ク作ト其事ヲ也然者或ハ對シ不用ニ或^ハ對^y自余ノ事ニ不必定^y云用勝ト^ハ款但如此成者立者前ニハ以同喻ノ力ヲ眼^ホ受用成^{ヌト}假勝真劣^ニ思也然者數論ノ前ニハ^{スル}實我用劣ニ假勝也次ニ本流ノ一段文ノ断簡如上ニ成ヌカ始メ自此中義說若數論外道ト云終ハ至干不須異求應作此解ニ一段始終文相ノ首尾偏順^ス勝劣ノ傳ニ何依テ一兩ノ文言ニ忘レン義道ノ大德ヲ耶但勝劣

〔墨付第三三丁右〕

差別而作相違文置樂爲勝劣ニ云事如何先ノ立量ノ本意ノ偏ニ

為成レカ神我ト也故始案立スル一差別ヲ時ニハ未タ加勝劣言ヲ一然而為ニ避ランカ
能違ノ過ヲ一任チ義道ノ必然ナルニ一後ニ加勝劣言ヲ一也而樂為不樂為ニ共ニ有二
類ノ意許者未弁勝劣前ニ争ト分傍正ノ意許ヲ一耶若自始メ一

有勝劣言一大小乖ヘシ立量本意ニ但貯立者貯成立宗ニ言顯ノ
有法法及法也佛法ト○者是能別ノ宗法必為他用ノ法宗也意ハ所立ノ
法宗ノ能別ノ自相ノ下ニ真他用勝假他用劣ノ差別也故ニ与ト大小ノ
因明論ノ与ヘ所立法均ホ義品ノ文ニ其意尤異ナリ一次但可難言
假他用勝ノ文疑難尤有其謂一但假我用勝實我用劣其義

〔墨付第三三三丁左〕

同ナル故於表詮ノ能違ニ如此尺一也更ニ非文ノ委曲ニハ一欵次意許ノ法差別雖
帶真他用劣ヲ一佛弟子ノ能違ニ除ト之ヲ一云事尤似タコト恣ナルニ一若假他用勝必
帶真他用劣ヲ一者設佛弟子雖立ヨ之ヲ豈不ラン帶之ヲ耶彼唯識比量ノ

因ニ云テ自許初三攝眼貯不攝ル令ルニ開他方ノ佛色ニ敵者小乘作ル能違一
時其因轉ヨ他方ノ佛色ニ犯スハ不定ノ過ヲ一耶恣ニ會スル文相ヲ一豈高祖ノ高イ
疏主イ本ノ意ナラン耶次勝義七十論ノ徵ム言備ル難勢ニ未得其意ヲ一勝ミノ差

別弥乖ラニ此文ニ耶真假勝劣俱ニ樂爲法差別トイフ者可有相符ノ
過ニ何限能別不成一能別有真假一可云一分失一假用勝ノ能違
帶真用劣ノ者豈无ラン自能別不成一耶故此文還テ勝ミノ違文也

〔墨付第三四丁右〕

假勝假劣其義ホク在時難勢徒ラニ唐捐シヌ但此文心者先擲立敵宗義問真他用勝歎假他用勝歎ト也而立者存真他用勝ヲ

故假他用ハ定テ劣也論文雖无勝ノ字量意必然也故能ク順スルヲ勝劣ノ

傳耶次以テ敵者前ノ法ヲ為假我用勝ノ軀ト云事義文以不可専本量ノ

言陳ノ下ニ勘ルコトハ二等意許ヲ立者ノ言顯ノ下ニ可被常義也以テ立者ノ不ル許

敵者前ノ法ヲ何爲ゼン立者言陳ノ下ノ差別ヲ耶況替處者立者前ノ

替處歎將敵者前ノ替處歎若如前者立者前ニ必可有別法

遮能違時無別ノ法者必可已故若如後ノ者立者前ニ猶言顯

自相己ス何云不失言顯耶自相量言陳己者立者前ニ己ス不スト云ヘハ

〔墨付第三四丁左〕

失言顯ヲ立者前ニ應不失耶爰以纂要ノ中ヘ如成他用二共

許有假他替處不失言顯言無常者無共許有非是識反

無常替處亦失言顯何名差別云若用敵者前ノ法者

○聲无常ノ量ノ勘キ識反非識反无常ノ差別ニ可有差別相違一

耶識能反色量差別誰爲ナノ真過可於差別相違之種ヲ

次以同喻ノ為法差別一事文以不可専差別相違ノ量有法与

法「下」勘樂為不樂為 差別「以因」成「令違一以同喻」破「立
一若无不樂為法差別成何物「令違樂為」宗「耶若

夫其躰同喻者以何「力」破樂為「立」不為「耶付中未說

〔墨付第三五丁右〕

同喻ミミノ上ノ義暫ク成ルヲ差別ノ種ト取下シテ立同喻ニ耶能別之下ニ
无物躰以テ何ヲ為^y其躰カ論ゼンニ等ノ差別ヲ耶以例思ニ之理門論ノ
中立有法「成有法量ニ云烟能有ヘシ火ヲ以是レ烟ルヲ故猶シ如クニ余烟ノ
此則貳依不成貳別不成並テ有ル作法也何トナラハ者取リ下テ有法ヲ
立因畢レハ无貳依有法ニ無極成「貳別ニ有此ニ過也例スルニ此ニ可
尔哉依之勘淄洲大師解尺ヲ大乘師寸^y小乘立量云極

成ノ意識ハ必有ハ俱生增上別依極成ノ六識隨一攝スルカ故ニ猶シ如クト
五識ノ要集ニ於此量ニ勘法差別ヲ云極成意識ハ應シ不用^y第

七ツ爲俱有ノ別依ト極成六識隨一攝スルカ故ニ如クトシ五識ニ淄洲大師破^y

〔墨付第三五丁左〕

之^yヘ若云不用^y第七識^y爲俱有ノ別依ト者但遮ニヨ非表^y无有別法○与
作爲因爲相違因耶云此則同喻ノ五識之外ニ无シ非第
母レ相違

誰イ

七識俱生別依不樂爲軀故非法差別難也外人絃管
聲量要集^ニ貯勘^ニ法差別難破之趣亦以同^シ之若以^チ同
喻爲法差別者豈不^{ラン}乖此等ノ文理^ニ耶四分建立立量^ハ
非真作法^ニ何可^{キヤ}到約勞^ヲ外人ノ聲无常量勘作聲无
常有緣性非作聲无常有緣性意^ニ許事者

問付答申猶非無疑始先与貯立法勝劣差別分貯立

法者言陳自相事其理雖難思貯立者實有二重云貯立

〔墨付第三六丁右〕

法差別專可意許宗文理門正理常途施設也尤可

云意許宗耶次勝義七十論微言料簡申事不可

然問神我用勝假我用勝弥成勝ゝ義勝劣傳禾穡不
談他微可相配二等意許也今料簡未得其旨次以敵
者前法爲不樂爲違纂要言^ニ共許有文云事楞嚴
先德會比事云大乘全不許非識反无常故遮識反

无常故時亦失言顯數論不許跟^シ假用勝然同喻卧具
共許假用勝由此替處不失言顯^ニ云云況佛法意不許假
我用劣設不樂爲用劣何違^ニ共許有文耶次以同喻

〔墨付第三六丁左〕

爲法差別事例證非一先付規模執徹大作法有法差

別子嶋上綱斷導傳存實等五句義同喻同異性也

在其中豈以同喻非爲法差別耶違三違四法差

別不樂爲取同異和合二句豈不攝如色聲亦言耶

四分建立比量文如何不顧衆量執式忽成申非真

過相耶

答与貯立法勝劣差別文如前重成申言陳一重所立已

貯立法也必不可限樂爲貯立見本充前後其旨實分

明也或云先條前因能成貯立法自相云或述數論所立

〔墨付第三七丁右〕

眼等有法必爲他用法之自相極成意許宗者此等文何爲會次勝義七十微難文料簡是齊恩寺僧都之

傳也退思其旨道理實可然先敵者問意本知立敵

二家義故二樣中汝問存何義人之意敵者義立假用勝

同喻能相順立家立實我用勝与喻相違一知故也然

者此問宗本計也爰立者區雖不答搜彼宗計立神

我用勝也定置也此上立者既於跟ホ云神我用勝

無疑假我用劣知眇欲成文限神我假劣分自成不樂為也今付此知勝劣有一故一唯以神我用勝為樂為

〔墨付第三七丁左〕

既無二物是二者假用勝與真勝相違義是敵者前義也其上不違真用勝自有言陳假以之知非二勝也故

此文能勝劣傳證據也次敵者前法爲不樂爲義楞嚴解尺纔一相會尺也設於今作法者且許同喻上假用勝故有二共許有義自余違三違四亦作法即實離實有性彼此宗全不許名字故尤難有二共許有義豈不失言顯耶故粗見往尺文自問此意無到會尺耶定知立此義之時此難無會通方云事ヲ次同喻爲法差別事實違三違四等作法其旨顯

〔墨付第三八丁右〕

然也曰明作法門故且舉_テ同喻出_ス軀_ノ物_ノ外_ノ余法_ヲ爲不樂爲差別也然而立宗之時同異喻義定故雖不舉其軀_ノ爭不取同喻_ノ耶故不適望同喻_ノ難_ニ准思之_ニ出相違因_ニ有重_ミ作法_ニ如四分建立比量_ニ者以不樂爲_ニ能違宗_ニ

時非有法上義故犯違宗過故更非前邪後正之
相違因纔雖過種全非真過以同喻爲法差別者
犯不可成真執徹歟如違三違四ホ者兩犯隨意量
也何強爲相違故以自餘比量不可難正因執徹

此事如不樂爲差別抄能尋明習之

訓讀文

〔墨付第一九丁左〕

問ふ。法差別相違の作法如何。

答ふ。數論師の佛弟子に對して量を立てて云く「眼ホは必ず他のもの為に用ゐらるべし、積聚性なるが故に、臥具ホの如し」^①と云ふ。是れ其の作法也。故に『論』に云く「法差別相違因とは、眼等は必ず他の為に用ゐらる、積聚性なるが故に臥具等と説くが如し」^②と云。

問ふ。余らば此の量に於て闕後二相をして能違を勘ふこと方に如何。

答ふ。眼等とは有法の自相、必ず他の為に用ゆとは法の自相也。今此の法の自相の下に神我他の為に用ゐらるるは勝れ、假我他に用ゐらるるは劣とは意許の差別也。立者の樂為は、神我他用勝の宗を立てんと欲す。而して同喻の「臥具等」^③は是れ假我の他のために用ゐらること勝るの物にして神我の他のために用ゐらること勝るの物には非ず。町立の宗に望むるに、轉じて宗異品に分れぬ。「積聚性なるが故に」^④の因に、

〔墨付第二〇丁右〕

彼を轉じて同無異有にして闕後一相の故に。能違を作して云く、眼等は必ず假我の他の為に用ゐらること勝るものは積聚性なるが故に、臥具ホの如しと。此れ其の作法也。故に『論』の「此の因とは能く眼ホは必ず他の為に用ゐらることを成すと云ふが如く、是くの如く亦能く貯立の法差別と相違する積聚なる他に用ゐらることを成立す。諸の臥具等は積聚なる他の為に受用する貯なるが故に」⁽⁵⁾と云。『荒』に此文を尺して云く「此れは貯由を尺す。比量を成じて云く、眼ホは必ず積聚なる他のもの為に用ゐらること勝るものは、積聚性なるが故に、臥具ホの如し」⁽⁶⁾と云。或は神我の他のために用ゐらること勝ると假我の他のために用ゐらること勝るとの差別を勘ふ為ぞ、二ホの差別、先徳の傳も有る可き也。

問ふ。二傳出すに付きて、俱に難有り。先づ初傳に付て、夫れ差別相違の量は言顯の自相の下に能差別所差別の二ホを勘へ、樂為の意許の為に能違を作る時は、或は遮詮に立てて直ちに樂為の宗に非じ。或は表詮に作りて不樂為を取りて

〔墨付第二〇丁左〕

敵者の宗と為すと。貯以に假我の他のために用ゐらること勝るの能違宗に准ずるに、不樂為の差別、亦假我の他のために用ゐらること勝なる可きや。況や神我のために用ゐらること勝ると假我のために用ゐらること劣るの意許を勘へて能違に假我のために用ゐらること勝るの宗を立てるは、二ホ差別は俱に言顯に非ざるの自相を被りて已ぬ可し。之に依りて『本荒』の解尺を勘ふるに「彼が因を立てる意は、非積聚なる他のものい用ゐらること勝ることを成せんとすなり、其の積聚なる他のものに用ゐらること勝るは即ち是れ異品なり」⁽⁷⁾と文。已に「其の積聚なる他のために用ゐらること勝るは即ち是れ異品

なり」^⑧と云ふ。定めて知ぬ、不樂為は是れ積聚なる他のために用ゐらること勝なりと云ふ事を。次に傳は又然る可からず。『跋』の文を見るに「今は陳那は即ち彼の因を以て町立の法の勝劣とせる差別の与めに而して相違を作る」^⑨と云。勝劣差別の旨、其の文實に分別明らか也。誰か之に背きて勝々の意許を存せん耶。抑も二の傳の中には何れの義を存する耶。

〔墨付第二一丁右〕

答ふ。勝劣と勝ゝの二の傳は古來の異端なりと雖も勝劣差別の傳は義家の多分の談也。凡そ數論師の意は、常住の神我を立てて眞實の受者と為し、諸法无我の家は其の躰を許さざるが故に三支の比量を立てて了宗の決智を引んと欲す。是を以て必ず他の為に用ゐらるるの言陳の下に神我・假我の二用有りと雖も假他の用ゐらるる義は立敵極成せり。神我の他のために用ゐらるるの義は獨り立量の樂為と為す。而して神我は用勝し假我は用劣せり。真假二他の勝劣、自明と言はざる也。故に『充』に尺するに意許の差別の能違を作ることを勘へて「今は陳那は即ち彼の因を以て町立の法の勝劣とせる差別の与めに而して相違を作る」と云。^⑩「勝劣差別と云ふは、余の差別を嫌へり。誰か此文に向ひて勝劣の傳を存せざらんや。但、能違の宗に准ずるに、勝々の意許を用ゐる可きと云ふ難には假我用劣の法差別は則ち能違の宗の假我

〔墨付第二一丁左〕

用勝也。劣と云ひ勝と云ふ其の詞は、異なりと雖も假我の上の受用其の躰替ること无し。此は是れ不樂為の差別を以て敵者の宗と為るに非ず耶。故に能違の宗、全くの二差別の外に出でず。並て二等に非る過有る可からず。次に闕後二相の『充』の文に至るは、彼れは因をして闕後二相を顯せしめ同喻を異品に勘へ

る時、積聚なる他のために用ゐらること勝るの臥具、不積聚なる他のために用ゐらること勝るの宗の異品と成ることを。樂為不樂為の二差別を明して「積聚なる他のために用ゐらること勝る、不積聚なる他のために用ゐらること勝る」と云ふには非ず。故に過无しと答へ申す可し。

^四問ふ。答へ申し存す傳に付ひて猶然る可からず。凡そ衆量の作法を勘へて差別相違の軌徹を案ずるに樂為不樂為の二類は必ず相返の差別也。彼の四分建立の比量の緣慮非緣慮の自ら唯識比量の定離非

〔墨付第二二丁右〕

定離の色を顯す。違三違四の法有法の差別、大ひに法有法差別ホと作す也。而も真勝假劣は已に相順の義也。何ぞ樂不樂の二宗に分れむ。是を以て數論の宗計を尋めるに眞の他のために用ゐらること勝るの物は必ず假の他のために用ゐらること勝る也。假の他のために用ゐらること勝るの物は、皆眞の他のために用ゐらること劣る也。故に『疏』主、正しく彼の本計を出すとして「然るに眼等の根をば不積聚にして他のものなる實我に用ゐらること勝れたり。親しく此を用ひて五唯量を受くるが故に。眼等に依りて方に假我を立つるに由るが故に。積聚なる我は眼等を用ゐらること劣なり乃至故に臥具に於ては假他の用ゐることは勝れ、實我の用ゐることは劣なり」と云。若し専らば眞の他のために用ゐらること勝れたるを以て貯立と為すの時、假の他のために用ゐらること劣なりは隨て樂為に屬す可し。何ぞ相順の義を顧りみず横に相翻して差別と爲せん、況や敵者、表詮の能違を作る時、必ず

〔墨付第二二丁左〕

意許に任せて不樂爲を成す。而して意許を用ゐること劣なりと勘へて能違を用ゐること勝れたりと立てば方々に衆量の規徹に背くと云ふ。是を以て『本充』の解尺を見るに假の他のために用ゐらること勝れたりの能違の宗は則ち不樂爲の差別なりと見たり。耽謂「此の自相の上に意の所許なる積聚なる他のものに用ゐらることと不積聚なる他のものに用ゐらること」¹²⁾とは、樂爲不樂爲の差別を出で立つ者也。「彼の積聚といふ因を今更に改めず」¹³⁾等とは敵者の積聚性の因を以て意許の法差別の積聚なる他のために用ゐらることを成立して能違宗と爲すことを明かす也。「眼等も亦是れ積聚性なるが故に應に卧具の如く、亦、積聚なる假我の爲に用ゐらること勝れたり」¹⁴⁾とは能違宗と爲し、不樂爲の積聚なる他用の差別は則ち是れ用勝なる義をあかす也。明らかに知んぬ、不樂爲の積聚なる他用は是れ用勝なりと云ふ事を。

〔墨付第二三丁右〕

不樂爲の法差別、被非にあらずと云ふ事明らかならず。勝と云ひ劣と云ふ其の義、水火の如し。假我用勝は、何ぞ假我用劣にあらざらん耶。是を以て『充』文を勘へふるに「但だ難じて假他用勝と言ふ可きのみ、難じて實我用劣と言ふことを得ず。自宗に違するが故に」¹⁵⁾と云。實我の勝劣已に能所と爲す可しと云ふ、假我の勝劣の例に非ずといふこと然る可き耶。假我用勝は、若し假我用劣に非ずといはば、能違の宗猶二等の意許の外に成じぬ。貯以に勝々差別を存すの時、全て此等の難を離れん耶。

(一 行抹消)
(一 行抹消)

(八字抹消) 次に勝劣差別の文を以て證と爲す事、

〔墨付第二三丁左〕

然る可からず。數論の宗の義もとより真假の用勝互に用劣を帯びるが故に、且く非樂爲の宗の真他用勝假他用劣、假他用勝の能違を作すと云ふ也、此の文二ホ差別を置くといふは、何ぞ勝劣の差別の爲に相違を作すと云ふ耶。次に其の積聚他用勝の『流尺』實に闕後二相の作法を明かすと雖も喻を立てるの假用勝即□不樂爲の意也。貳違の異品は是れ能違の同喻なると。故に之に依りて清水上綱、此の文に依りて勝々の傳四を存すと見たり。何ぞ此ホの文理に背きて強ひて勝劣差別の傳を存し申すや。

答ふ。凡そ勝劣勝々の二の傳は上古の賢哲、近來の學者互に文理を立て久く雌雄を諍ん。淺才の立者二義の是非を争ひ定めむ。但だ、善珠・平備・真惠・道詮等の依憑の義家、勝劣の傳を置きて存すが故に且く此の義に付きて聊か其の旨を成せんむといはば、凡そ勝劣差別の傳、能く數論の宗計に順じ妙に因明の軌徹に叶ふ、大ひに劫比

〔墨付第二四丁右〕

羅の宗計を案ずるに廿五諦を立てて具さに一切の法を攝す。第二十五の神我諦、境界を受用せんと欲するの時自ら真性（自性也）の三德（二十三諦中は薩埵刺闇答摩と）展轉して廿三諦を生ずるが故に、眼ホの五知根を起して必ず神我の爲に受用する貳也。今、此の第二十五の其の諦、躰は常住にして其の量も虚空にホし。佛法は无我なるが故に更に信じ難き也。故に數論、彼を信ぜしめ過を避けんが爲に比の量を案立するの時、法有法の宗依に神我を置くとは、宗依を成ぜず。樂爲を立て難きが故に共許所用の眼ホの躰を

置きて、矯りて此の能用の我躰を顯し、立量の本意更に他を過らず。只、神我の一法を成じ、假我の共許の義を成ずとは欲せず。又、二我の用不用及び用の勝劣の義を成ずと欲せず。數論誤りて眼ホに於て假我の用劣を許すとも更に今時の貯成に非ず。何ぞ横に此の量の爲に樂爲となるが故に『本充』に立量の本意を述べるには云く「此の中の義を説く。若し數論外

〔墨付第二四丁左〕

道、佛弟子に對して意に我を受者と爲して眼ホを受用することを成立せんと欲す」。或いは、彼の因を立つ意は非積聚他用勝と成ずとなりと述ぶ。惣じて『本充』の上下、『義斷』・『纂要』ホの處々の文尺、皆樂爲は唯だ神我用と見たり。爰に樂爲は我知者に在りと雖も其の詞を貫通して真假二他を兼たり。一つは是れ樂爲也。二つは是れ不樂爲也。而して樂爲の神我は是れ能受用の法、即ち用勝の用也。不樂爲の假我は、躰は是れ眼ホに別の躰に非ず、和合集成して實有に非ざるが故に又用劣の用也。是れ此の量の始たる義に非ず。劫比羅一宗の本計也。若し尔らば、二差別の勝劣の宗義必然なり。更に詞を待つ可らざる者也。爰に以て『義斷』の「真他は假他をば成ぜずと雖も他も自も同じく許すが故に真他を成すとを眼ホを假他用に用ゐざれといふこと存りて言顯に違せざるが故に差別に違す」^⑩ の尺と『纂要』の「法差別は言陳の他用、他において真と假と有り」の各々に躰有り。眞の

〔墨付第二五丁右〕

假を成すに違す、仍て他に違せざるを但だ差別と名づく^⑪ の文は、皆假他の用劣を以て不樂爲の差別と爲すと見たり。但、真他用勝は假他の用劣を帶するに彼の宗の法相なりと雖も立量門に臨みて必爲他用と

神我の能用を立て樂爲と爲る時は假他用劣の物を自ら分けて不樂爲とす也。故に『充』の「眼ホは有法なり。事を指して顯に陳す。他の爲に用ゐらるるとは法なり。方便して顯示す。意は必爲たる法の差別なる不積聚たる他の實我に受用せらるべきことを立てんとすなり」^⑯ と云。比量門の量習を以て汎尙の道理にホし可からず。次に真勝假劣は相順の義也と云ふ事、更に他の許す所ならざるを以て、言に真假ホしと雖も水火に異なり、用の義勝劣同じなるに似たれども、雲泥の如し。立者偏に真他の用勝を成すと欲す。假劣、豈に不樂爲を分かつざる耶。故に衆量に背くと云ふ難有る可からず。況や樂爲の法差別に、并に真假、不樂爲にも有り、又假勝の真劣にも有る可し。

〔墨付第二五丁左〕

若し専らば、一の自相の下に四の意許有る可し。豈に要ず二ホの義有る耶。しかのみならず、立者の所違に樂爲を成す時、一分相符の過有る可し。假他の用劣有るが故に。敵者の能違に不樂爲を成す時、違宗の過有る可し。實我用劣を帶するが故に。次に今此の假我の他用を立者に望めて用劣と名づけ神我の用勝に對するが故に敵者に望めて用勝と名づく。因喻力に由るが故に立に見、敵に見て勝と云ひ劣と云ふと。假我受用の義、功能異なるらず。牴性是れ一也。故に假我の用勝の能違の宗、即ち不樂爲の假他の用劣を取る也。須らく能違の宗をも假他の用劣と立つべけれども、相符の過有ることを恐れて劣を改めて勝と爲す也。勝劣の名言、今貽諍に非ず。何ぞ之を以て疑難と爲すや。故に『充』の前後の文、全く疑難「相違」に非ず。次に闕後二相の『充』の文は假我の用劣の差別を以て死に假我の用勝と名づく。

〔墨付第二六丁右〕

樂為の宗異品を以て不樂為の差別の同喻と為る。更に相違なし。況や樂為の宗異品は未だ必ずしも不樂為の宗同品にあらず。彼の唯識比量の同喻の眼識には定めて眼識に離るる色に非ざるの樂爲の宗に望みて宗異品に勘ふるに識は色に非ざるが故に亦定めて眼識に離るる色の不樂爲の同喻にもあらざる耶。次に清水の上綱、勝々差別を存すと云ふ事、未だ慥なる説を見ず。『略纂』を勘ふに「古師の義に順ずに法差別の如きは勝劣の言を置かず」^⑯と云。此れに准すれば、還つて勝劣の傳を存すと見たり。次に「勝劣の差別」とし、而も相違を作す^⑰の文は、専ら此の義の證據也。文相の首尾更に異端を生ずと致す可からず。先重に成じ申す如し。但だ勝劣の為に相違を作すとは、「必ず他の為に用ゐらるる」^⑱の言陳の下に多差別の義有る中に今且く勝劣の差別に約して相違を作すと云ふ也。重たる心は、町立の法の下の勝劣の差別の中の真勝の樂爲の為に

〔墨付第二六丁左〕

相違を作すと云ふ也。故に次の下文に「法の自相にも非ず、亦法の上の一切差別をもつて皆相違を作すに
も非ず。故に『論』に但だ所立の法の差別と相違す言ふ」^⑲と云。故に過なしと答へ申す可し。

五精義の重
問ふ。

答へ申すに付きて猶然る可からず。『楞嚴注尺』^⑳に載る所の三の難、其の理未だ極らず。先づ差別
相違とは自相の言陳の下に相違の二義有て、ホく言陳を帶す。二義並て成すこと能はず。若し一義を立て
れば一義は必ず成すこと无し。町以に立者、此の一義を取りて樂為と為りぬれば、彼の一義をば違して立
すること无し。敵者不樂爲の一義を取りて町立と為し、樂爲の一義は違して非せ被る。若し二義を相順し

て二ホと為せば、町違に樂爲を成せんと欲すれば、不樂爲自ら能違に成ぜ被る。樂為を非と雖も専ら非に難きを耶。若し夫れ不樂為、立者の町存ぞと雖も此の量の時、町立ならざるが故に之を不樂為の差別と名づくは、敵者勝劣の言を置かずして能違を作すとも猶相符の過无かる可し。

〔墨付第二七丁右〕

能く本町立の宗を破するや、故に彼死に余らずば、此の義尤も立ち難きとぞ。次に能違の宗に不樂爲の不といい非せらるると云ふ事尚ほ明らかならず。若し假我の用劣即ち假我の用勝に其の脉一なりといはば、能違に攝め相符の過有る可し。若し勝劣異なるが故に此の過无くば、還て二ホを非ざるに成じぬ。何ぞ一の過を遁がれんが為には假用の脉を江湖にホくし、一の過を避けんが為に勝劣の義を雲泥に分たん耶。況や不樂爲の劣、還て勝たると為すを以ての故に假我の用劣即ち假我の用勝なりといはば、樂為の勝還て劣と為すを以ての故に神我の用劣則ち神我の用勝なる可し。若し余らば、如何ぞ神我の用勝を非と為し、實我の用劣と立つ可けれども自宗に違するが故に此くの如く非と立つと言ふ耶。既に神我の用勝を難ずるが為に神我用劣と立つ可きと云ふ。明らかに知んぬ。實我の勝劣別なりと云ふ事を。實我勝劣、若し

〔墨付第二七丁左〕

異ならば假我の勝劣然る可きを耶。次に能違宗の假我用勝の勝といはば何物に對する耶。勝劣相寸の法は實我の用劣に寸して假我の用勝と立つ可し、佛法は實我用劣を立てず。何ぞ假我用勝と云ふ耶。次に『本充』の一段の文に付きて、斷簡申す旨は、勝々傳文深く文相に叶ふと謂ふこと无きに非ずと雖も其の旨前前の重の如く、但「勝劣差別」^②の文拵攝べて勝劣の證據と為し難し。既に云く「町立法と」^③は明らかに

所違の宗を出す也。若し夫れ此の文二差別を置くといはば、法とは是れ何れの法ぞ能別の言陳歟。將た意許の宗歟。若し言陳ならば既に法差別と云ふ、差別を以て即ち法と名づく也。豈に言陳ならん耶。若しくは意許を以て法と名づく歟。此の法豈に樂為に非ざらん耶。況や所立の法とは『理門』・『正理』・『本充』『斷』『纂』の處々の尺文の中に皆樂為を以て貯立の法と名づく。豈に二差別に通ぜん耶。知んぬ、樂為の

〔墨付第二八丁右〕

貯立の不相離性の勝劣の差別の為に佛法能違を作すと云ふ事也。意許に四法有ると云ふ事、源の『本充』の心を探る也。所謂、能違の作法を出づるに「但、難じて假他に用ゐらること勝れたりと言ふ可し、難じて實我に用ゐらること劣ると言ふことを得ず。自宗に違するが故に」[◎]と云云。若し意許、但真勝假劣の二有らば、假をも實我の用劣の能違を作す可からず。能違を作すと習はば遮表の二門には超へず。是れ即ち樂為に非ずして不樂為と感じる意也。而して若し實我の用劣と立てば、豈に能違宗、遮表の二門を離れて二差別の外に有る耶。爰に知んぬ。實我の用劣は能違宗に攝し帶せ被るる可きと云ふ事を。但、假劣と真劣とを帶すと雖も正き差別は假勝と真勝也。何ぞ要ず二ホの理に有るに乖かん耶。次に佛弟子の能違の時、宗の過を違すを遮さんが為、假他の用勝は真他の用劣を帶せざる也。此くの如く心得る時、何の相違と有らん耶。況や重ねて下の文を勘ふに『勝義七十』が『金七十』に對して

〔墨付第二八丁左〕

彼を徵して云く、必ず他のもの為に用ゐらるるとは是れ何の他のものや。若し積【聚】なる他のものを說かば相符の過を犯す」と云。假他の用劣は佛法の許す所に非ず。何ぞ立てて已に成ずことを犯せん耶。次

に立者の前に此の躰有りて假他用勝の躰无き事、然る可からず。屡々衆量の作法を見るに大作法の有法差別、違三違四の差別、唯識比量の差別ホ、皆不樂爲の差別は敵者の前の法也。此の量、何ぞ獨り余に異らん耶。而るに強ひて立者の前に不樂爲の躰有らば、方に何ぞ凡そ其の理を案するに有らんや。樂爲・不樂爲の差別は、必ず有法の上の義なる可し。若し余らずんば、敵者表詮の能違を作る時、即ち別躰の法を以て其の宗と為す、若しくは轉じて即ち有法の上の義と成ざる可し。若しくは本と別躰の法をもって能違の宗を作すとて即ち轉じて有法の義と成じるとは、能違の宗還て不樂爲の外に成じぬべし。若しくは是れを以て一なるが故といはば、知る可し。元もと不樂爲は是れ敵者の前の義也。若し只樂爲に非ずして不樂爲を

〔墨付第二九丁右〕

敵者の宗と為さず。實に言顯已す可し。既に不樂爲の義に替る處、有法の上の義と為る、何ぞ言顯の自相を已せん耶。爰に知んぬ。立者の前の法差別に所因の躰有りといふは、頗る以て无用也。故に『充』に「俱に差別不成の識能反色の量」[◎] を出づるに、有法には阿頼耶識と心平等根識との差別あり、能別をば生起轉反と常住轉反との差別あり、不樂爲は皆是れ敵者の所立の法也。顯を以て隱を推すに其の義皆余也。若し立者の前に強ひて二等を分別せば、還つて衆生の軌徹に背かん。或いは假他の用勝の躰、攝て卧具ホの上の義と云ふ可し。所謂、必爲他用と立つるの時、設ひ眼ホの上の真他の用勝にあれ設ひ卧具の上の假他の用勝にあれ諸の他用の物は悉く來りて意許の差別と成る。爰に立者の意内に此れは眼等の上の真他の用勝にして卧具の上の假他の用勝には非ずと欲ふて □

〔墨付第二九丁左〕

二義を差し別ちて能別の下に置きて、故に卧具を下して同喻と為れども其の義留て法宗の下の法差別と為す。耽以に同喻を法差別と為すと雖も差別相違其の義能く成立しぬ。之れに依りて『壺』の下の文を見るに「聲は无常」の量に於て「聲は无常なり、有縁性なるがゆへに……作す」「聲は无常なり、有縁性に……作すに非ず」の差別[◎]を勘へて法差別の相違の過を付すを、「聲は无常なり有縁性のゆへに……非ず」の躰は、同喻瓶等の外には其の躰無し。而るに過に付きて避けると雖も法差別无きやと云はず、故に過に非ずとすれば之に依りて四分建立の比量の縁慮せざる自顯の法の差別は即ち同喻の燈日等也。若し余らば、何ぞ假我の用勝の躰无きを以て過と為し二勝差別の傳を存せざらん耶。此ホの難を會して分明に成じ申せ。

答^五。勝劣差別の傳、理を立てて文を會する事、大旨前の重の如し。數論宗の意は、

〔墨付第三〇丁右〕

能く受用の神我を成するに五種の因有り。今必爲他用の量は、第一の聚集の爲に□故の因也。所謂、積聚の物は必ず他のもの爲に用ゐらる。譬へば床座等の如くと云ふは眼等既に積聚の法也。亦能く他のもの爲に受用せ被らる可し。其の能く受用すとは則ち是れ神我也。故に『金七十論』に云く「聚集他の爲になすが故に。三徳に異なると依との故に。食者と獨離との故に。五因、我的有を立つ。聚集他の爲になすが故にとは我れ世間を見るに一切聚集は並びて是れ他の爲になす。譬へば床座等の如し」と云。立量の本意は、偏に神我を成せんが爲なり。故に他用の言、惣じて真他假他有りと雖も其の下に立者差し別ちて是れ真他にして假他に非ずと欲せり。故に真他用は是れ樂爲なり。假他用は是れ不樂爲なり。爰に、佛弟

子は先に立者の本意に任せて真他の用勝・假他の用劣の意許を勘へ畢りて、同喻の力を以て樂為の勝を還て以て

〔墨付第三〇丁左〕

劣と為し、不樂爲の劣を還て以て勝と為し畢て、則ち不樂為の差別を取り、假我の用勝の能違を作す也。此れ即ち專寺の主恩大徳の傳也。若し夫れ強ひて二勝差別を立つとは已に神我の躰を許す、用の勝劣を諍ふが為に豈に立量の本意ならん耶。今此の意に依りて『本流』の始終を見るに「其の數論師は、眼等の五法は即ち五知根なり、卧具・床座は即ち五唯量に集成せらるる法なり」[◎] とは、比量の有法同喻を出ず。「不積聚なる他とは、謂く實の神我にして躰は常にして本有なり、其の積聚なる他とは、即ち眼ホに依りて立つ所の假我にして无常にして轉反す」[◎] とは、立者の矯りて立つに任せて汎尓に二差別を出づ也。次に「然るに眼ホの根は不積聚にして他のものなる實我に用ゐらること勝れたり。親しし此を用ゐて五唯量を受くるが故に。眼ホに依りて方に假我を立つに依るに由るが故に。積聚なる我は眼ホを用ゐること劣なり」[◎] とは、惣じて先に宗の義示すこと心然として勝劣に分かちたることを。次に「今は陳那即ち

〔墨付第三一丁右〕

彼の因を以て所立の法の勝劣とせる差別の与めに、而も相違と作す」[◎] とは還て前に出ず所の差別を已して假我の用勝の能違を作して神我の用勝の樂爲に非ざることを顯す也。「其の卧具ホは積聚性の故に等」[◎] とは、同喻の力を以て能違を作る時、勝劣を改めて劣勝と為る旨を述す也。若し余らば、勝劣差別の旨は前後始終悉く『本流』の首尾に顯るるを耶。但、二ホ相返の意許は、必ず即ち二を離れて相違有るに如か

ず。只言中に申す町の別義の中に且く神我の用勝を以て樂為と為し、設へ劣であれ設へ勝であれ假我の受用は是れ不樂為也。而も立者の前に假他の用勝の物无きが故に不樂為は定て用劣也。獨り此の量に限らず。衆量も皆此くの如し。彼の有法差別の作非有縁性の躰、設へ共許の有性の義にあれ設へ實等の五句にあれ、傳は作大有縁性を成ず時、全て非を被むる義无し。唯識比量の定めて

〔墨付第三一丁左〕

眼識を離るる色は、先徳の異義有りと雖も正義は是れ本質の色也。五八識の所反と為ること一宗之を許せり。一時に之れ有りと。不離色有りて離色無く可しとは云はず。豈に相違の躰ならん哉。但、敵者は之を取りて能違と為す時、必ず相違の義と成す。離といひ色といふは心外町執の色也。作非有縁性といふは即ち實の有也。「相違法と而して因と為すが故に」[◎]とは、敵者の宗を指す也。故に敵者は能違を作して不樂為を成すれば、前の樂為の所立は定て非を被むる也。次に勝劣の言無くとも相符の失无かる可しと云ふは難には、凡そ勝劣の言を置く事は源は立量の本為「意か」也。但、他用と立つ時、未だ真他を顯さず。而るに勝受用を顯すが故に樂為の町立をと成す也。「『論』に勝の字无きと雖も量の義意は必然」[◎]といふは此れ也。故に敵者、能違を勘ふる時、同喻の卧具の假他用勝の力を以て樂為の神我勝に非ざるが故に

〔墨付第三二丁右〕

能違に必ず勝の言有る可き也。若し假劣の能違を作すとは、同喻又真勝の假劣の物なる可し。若し余らば争ひて立者の樂為に非ざる可き哉。豈に相符の過无からん耶。○此事、唯尋ね習ふ可し。次に假我の躰用、替へざる義は大旨前に成り申すが如し。躰用の分齊ホしく能く立者の宗義を破すると。故に能違に更に相符の過无し。

但、實我の例難に於ては、其の義大に假我に異なり。其の故は數論宗の意は實我の受用、皆是れ用勝也。今用勝に非ざれば自ら實我不用の義を成する也。其の貳以は數論宗の神我は三徳所成の廿三諦を受用す。若し神我用るざる時は諸諦生ずること无し。故に眼ホの能用の法は、其の躰常住也。今既に假我の劣用に寸して攝して是れ劣也。豈に彼の宗の本意ならん耶。作用をして還て其の躰に非ざれば、非を被る。外人元より能用に寄せて其の躰を成するが故に假實は一

〔墨付第三二丁左〕

我同く勝劣の有りと言へば、其の能違・貳違の義其旨遙かり異也。次に敵者の宗を假勝と立て何物に寸すると云ふ事ぞ。佛法の前に假我を用勝と云ひて我宗を表さず、殊なる要須は、只立者の本意を破さんが為に假我に勝の字を置く也。但、佛法は宗には都て實我の用無きが故に相對の義有る可からず。勝と云ふは、只能く其の事を作すと云ふが如き也。然らば、或いは不用に對し或いは自余の事に對して必定して用勝と云ふにはあらざる欤。但、此くの如く成するは、立者の前には同喻の力を以て眼ホ受用して假勝真劣に成すと思ふ也。然らば數論の前には實我の用劣に寸する假勝也。次に『本充』の一段の文の断簡は上に成するがと如し。始め「此の中の義を説く。若し數論外道」^④と云ふより終り「須く異求すべからず。應に此の解を作すべし」^⑤に至るまで一段の始終の文相の首尾偏に勝劣の傳に順ず。何ぞ一兩の文言に依りて義道の大徳を忘れん耶。但、「勝劣の

〔墨付第三二丁右〕

の差別の与めに、而も相違を作す」^⑥の文は、樂爲勝劣を置くと云ふ事、如何ぞ先の立量の本意は偏に神

我と成ぜんが為や。故に始め二差別を案立する時には、未だ勝劣の言を加えず。然而に能違の過を避けんが為に義道の必然なるに任せて後に勝劣の言を加へる也。而も樂為・不樂為に共に二類の意許有るは、未だ勝劣を弁ぜざる前に傍正の意許を争ひ分かつ耶。若し始めより勝劣の言有らば、大いに立量の本意に乖くべし。但、町立とは町成立の宗の言顯の有法と及び法也。法とは是れ能別の宗法、必ず他のもの為に用ゐらるるの法宗也。意は所立の法宗の能別の自相の下の真他用勝と假他用劣の差別也。故に大小の因明論の「所立法と均ホの義品」^③の文とは、其の意尤も異なり。次に「但、難じて假他用勝と言ふ」^④の文の疑難尤も其の謂有り。但、假我の用勝と實我の用劣とは、其の義

〔墨付第三三丁左〕

同じなるが故に表詮の能違に於て此くの如く尺す也。更に文の委曲には非ざる歟。次に意許の法差別、眞他の用劣を帶すと雖も佛弟子の能違に之を除くと云ふ事、尤も恣なるにせ似たること、若し假他の用勝、必ず真他の用劣を帶すとは、設へ佛弟子之を立つと雖も豈に之を帶せざらん耶。彼の唯識比量の因に「自ら許す初三に攝め眼町に攝めず」と云ひて他方の佛、色に開かしむるに、敵者の小乘、能違を作す時、其の因他方の佛色に轉じて不定の過を犯するを耶。恣に文相を會する、豈に高祖「疏主」の本「高」意ならん耶。次に「『勝義七十論』の……徵して」^⑤の言、難勢に備へるは未だ其の意を得ず。勝々の差別、いよいよ此の文に乖かん耶。真假の勝劣、俱に樂爲法差別といふは、相符の過有る可し。何ぞ能別不成に限らん、能別に真假有り、一分の失と云ふ可し。假用勝の能違、真用劣を帶すとは、豈に自ら能別不成無らん耶。故に此の文還て勝々の違文也。

〔墨付第三四丁右〕

假勝假劣、其の義もしく在る時、難勢徒らに唐捐しぬ。但、此の文のこころは先ず立敵の宗義を擦し、眞他用勝歟、假他用勝歟と問ふ也。而して立者、真他の用勝を存するが故に假他用は定て劣也。論文に「勝の字无きと雖も量意必然也」⁽⁴⁵⁾と。故に能く勝劣の傳に順ずるを耶。次に敵者の前の法を以て假我の用勝の軸と為すと云ふ事の義の文を以て専る可からず。本量の言陳の下に二等の意許を勘ふることは、立者の言顯の下に帶の義被る可き也。立者の許さざる敵者の前の法を以て何ぞ立者の言陳の下の差別を爲す耶。况んや「替處」⁽⁴⁶⁾とは立者の前の替處歟、將た敵者の前の替處歟。若し前者の如くなれば立者の前に必ず別の法有る可し、能違と作す時、別の法無くば必ず已可きが故に。若し後者の如くなれば立者の前に猶言顯自相已す、何ぞ言顯失はずと云ふ耶。自相量言陳已とは立者の前に已す、

〔墨付第三四丁左〕

言顯を失はずと云へば、立者の前に應に失はざる耶。爰に以て『纂要』の中の「他用の成するが如く二共許假他有り。替處言顯を失はず。无常と言ふは共許有ること無し。是れ識反無常に非ず。替處亦言顯を失ふを何ぞ差別と名づくや」⁽⁴⁷⁾と云。若し敵者の前の法を用ゐれば「聲は無常」の量に於て識変非識変无常の差別を勘へ差別相違有る可き耶。識能変色量差別、誰が眞の過と為せん、差別相違の種を出だす可きや。次に同喻を以て法差別と為す事の文を以て専る可からず。差別相違の量、有法と法との下に樂為・不樂為の差別を勘ふ。因を以て一を成じ一に違せしむ、同喻を以て一を破し一を立つ。若し不樂為法差別無くば何物を成じ樂為の宗に違せしめん耶。若し夫「又」其の軸、同喻といはば何の力を以て樂為を破して不樂為を立てる耶。中に付きて未だ

〔墨付第三五丁右〕

同喻を説かず。同喻の上の義、暫く差別の種と成じるを取り下して同喻に立てん耶。能別の下に物昧無し、何を以て其の昧を為して二等の差別を論ぜん耶。例を以て之を思ふに『理門論』の中、有法を立て有法を成す量に云く「畳能く火を有すべし。是れ畳るを以ての故に猶し余の畳の如し」^④ とす。此れ則ち町依不成・町別不成、並て作法有る也。何となれば有法を取り下して因に立て畢れば、町依の有法無く極成の町別无し、此の一過有る也。此に例するに専る可き哉。之に依り淄洲大師の解尺を勘ふに、大乘師は小乗に寸して立量して云く「極成の意識は必ず俱生増上の別依有り。極成の六識の隨一に攝するが故に、猶し五識の如く」^⑤ と。『要集』に此の量に於て法差別を勘ふに云く、「極成の意識は應に第七を用て俱有の別依と爲さざるべし。極成の六識の隨一に攝するが故に五識の如く」^⑥ とし、淄洲大師之れを破して

〔墨付第三五丁左〕

「若し第七識を用て俱有の別依と爲さざるべしと云はば、但、遮にして表に非ず。別法の七が与に相違有ること无し。誰が与めに因と爲し、相違因と爲す耶」^⑦ と云。此れ則ち同喻の五識の外に第七識は俱生別依の不樂爲の昧に非ざること无きが故に法差別に非ずと難ず也。外人の絃管、聲の量に『要集』に勘ふ所の法差別の難、之を破す趣なり。亦以て之に同じ。若し同喻を以て法差別と爲さば、豈に此等の文理に乖かざらん耶。四分建立の立量は眞の作法に非ず、何ぞ勞を約して外人の聲無常量に「聲は無常なり、有縁性のゆゑに」と作し、「聲は無常なり、有縁性のゆゑに」の意許と作すに非ずと勘ふやといふ事に到る可きや。

問ふ、答へ申すに付きて猶ほ疑ひ無きに非ず。始めに先ず「取立の法の勝劣差別の与に」^⑧ の文は、町立

^六

法とは言陳の自相の事なりといはば、其の理思し。町立とは實に二重有り。町立の

〔墨付第三六丁右〕

法差別は、専ら意許たる可きの宗の文と云ふなり。『理門』・『正理』の常途の施設也。尤も意許の宗を「云ふ可き耶。次に『勝義七十論』の……微す」[◎]の言の料簡申す事、然る可からず。神我の用勝と假我の用勝を問ふに、弥よ勝々義を成じ勝劣傳積談ぜず。他を微すに二等の意許を相配す可き也。今の料簡、未だ其の旨を得ず。次に敵者の前の法不樂爲と為すは、『纂要』の「二共許と言ふ」[◎]の文有りと云ふ事に違すは、楞嚴先徳比の事を會して云く、大乗は全く識変无常に非ざるを許さざるが故に識変を遮す時、亦言顯を失ふ。數論は跟ホの假用勝を許さず、然るに同喻の卧具は共許にして、假用勝は此に由り替處に言顯を失はず」と云。況や佛法の意は假我の用劣をも許さず。設へ不樂爲の用劣、何ぞ「二共許」[◎]に違すの文有る耶。次に同喻を以て

〔墨付第三六丁左〕

法差別と爲す事、例證一に非ず。先ず規模執徹の「大作法有法差別」に付きて子嶋の上綱・『斷』・『導』の傳は、實等の五句義は同喻同異性を存す也。其の中に在りて、豈に同喻を以て法差別と爲すに非ざらん耶。違三違四、法差別の不樂爲、同異・和合の二句を取る。豈に色聲ホの言の如くに攝めざらん耶。四分建立の比量の文、如何ぞ衆量の執式を顧みずに忽ちに真の過相に非ずと成り申す耶。

答ふ。「所立の法の勝劣差別の与に」[◎]の文とは、前重に成り申す如し。言陳の一重の已に町立法也。必ずしも樂爲の町立に限るべからずこと『本充』の前後を見るに其の旨、實に分明也。或いは云く先條の前因、

能く町立法自相を成す。或いは云く數論町立の

〔墨付第三七丁右〕

眼等の有法は必ず他の爲に用ゐらるる法の自相と述ぶ。極成の意許の宗は、此等の文何に會すと爲すや。次に「『勝義七十』に……微す」^㊷の難文の料簡は、是れ齊恩寺僧都の傳也。退ひて其の旨を思ふに道理は實に然る可し。先ず敵者の問意、本より知ぬ。立敵二家の義なるが故に二様の中、汝は何れの義の人の存す意を問ふや。敵者の義は、假用勝の同喻を立て能く相順し、立家は實我の用勝を立つ、喻と相違すと知んぬが故也。然れば此の問ひは宗の本計也。爰に立者は區に答へずと雖も彼の宗計を捲るに神我の用勝を立つ也と定め置く也。此の上に立者、既に跟ホに於て神我の用勝疑ひ無しと云ふ。假我の用劣成ぜんと欲する恥を知るの文は、神我の假劣分に限り、自ら不樂為を成す也。今此に付きて知ぬ。勝劣の二有るが故に、一つは唯だ神我の用勝を以て樂為と為す。

〔墨付第三七丁左〕

既に二物無し。是れ一。二一つは假用勝と真（用）勝との相違の義は、是れ敵者の前義也。其の上真用勝に違せず。自ら言陳に假有り、之れを以て二勝に非ずと知る也。故に此の文、能く勝劣傳の證據也。次に敵者の前法は不樂爲と爲すの義の楞嚴の解尺、纔かに一相の會尺也。設へ今作法に於ては、且く同喻の上に假用勝を許すが故に「二共許有り」^㊸といふなり。有義は、自余の違三違四ホの作法は即ち實に實有性を離ると。彼れ此れの宗は全て名字を許さざるが故に尤も「二共許有り」^㊹を難ず。有義は、豈に言顯失はざらん耶、故に粗く往尺の文を見るに、此の意を問ふより會尺に到ること無き耶。定めて知んぬ、此の義を立

つの時、此の難會通の方無しと云ふ事を。次に同喻を法差別と爲す事、實に違三違四等の作法、其の旨顯

〔墨付第三八丁右〕

然也。曰明の作法門なるが故に且く同喻に出す躰の物の外の余法を擧て不樂爲の差別と爲す也。然而に立宗の時、同異喻の義定むるが故に其の躰を擧げずと雖も争ひて同喻を取らざる耶。故に同喻に望めて難を遁れず。准じて之を思ふに、相違因に重きの作法有りと出ず。四分建立の比量の如きは不樂爲を以て能違の宗と爲す時、有法の上の義非ざるが故に違宗の過を犯す。故に更に前邪後正の相違因に非ず。纔かな過の種と雖も全く真の過に非ず。同喻を以て法差別と爲すは、犯して眞の執徹を成ず可からざる歟。違三違四の如きホは、兩犯隨意の量也。何ぞ強て相違と爲すや。故に自餘の比量を以て正因の執徹を難ず可からず。

此の事、不樂爲の差別抄の如し。能く々尋ね明かして之を習へ。

註記

- ① 『因明入正理論』（大正三三・一二上）。
- ② 『因明入正理論』（大正三三・一二上）。
- ③ 『因明入正理論』（大正三三・一二上）。
- ④ 『因明入正理論』（大正三三・一二上）。
- ⑤ 『因明入正理論』（大正三三・一二上）。

- ⑥ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑦ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑧ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑨ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑩ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑪ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑫ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑬ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑭ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑮ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑯ 『因明入正理論疏義斷』（大正四四・一五三中〔下〕）。
- ⑰ 『因明入正理論疏纂要』（大正四四・一六六中）。
- ⑱ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九上）。
- ⑲ 『因明入正理論疏略纂』（散逸）但し、『因明四種相違略私記』卷上本脚注に「原本裏　書云　末學云略　纂中如法差別者不置勝劣之言以知隨古師也」（大正六九・三四〇上）に殆ど同文が存在している。なお原本とは、文明二年（一四七九）東大寺藏本。
- ⑳ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ㉑ 『因明入正理門論』（大正三一・一二一上）
- ㉒ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

- (23)『因明論書四相違略註釈』卷上（大正六九・三〇五中）。
- (24)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (25)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (26)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (27)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- (28)不詳。
- (29)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一三一下）。
- (30)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一三一下）。
- (31)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一三一下）。
- (32)『金七十論』（大正五四・一二四九中）。原文「聚集爲他故異三德依故。食者獨離故五因立我有〔我有は本短釈では有我となつてゐる〕一聚集爲他故者。如自性變異知者故得解脱。初偈說如此。又說五因成立自性及變異竟。我人最微細。應當次成立。人我是實有。聚集爲他故。我見世間一切聚集並是爲他。譬如床席等」のうち、下線部は略されている。
- (33)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (34)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (35)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (36)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (37)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- (38)『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- 『因明入正理論疏』卷（大正四四・一二七下～一二八上）

- ③⁹ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ④⁰ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九上）。
- ④¹ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ④² 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ④³ 『因明入正理論』（大正三一・一一中）、『因明入正理論疏』卷上（大正四四・一〇七中）。
- ④⁴ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ④⁵ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ④⁶ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ④⁷ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ④⁸ 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- ④⁹ 『因明論疏明燈鈔』卷五本（大正六八・三七四中）等に基づく趣意。
- ⑤⁰ 『成唯識論了義燈』卷二本（六八一下〔六八二上〕）。
- ⑤¹ 『成唯識論了義燈』卷二本（六八二上）。
- ⑤² 『成唯識論了義燈』卷二本（六八二上）。但し原文化は「爲相違図」は存しない。
- ⑤³ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑤⁴ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑤⁵ 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- ⑤⁶ 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- ⑤⁷ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

- ⑤⁸ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑤⁹ 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- ⑥⁰ 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。